

## 平成 29 年度田辺市飼い主のいない猫の不妊 及び去勢手術補助事業募集要項（概要）《第 2 次募集》

田辺市では、「田辺市飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術補助金交付要綱」（以下、要綱）を策定し、地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、市内に生息する飼い主のいない猫を捕獲し、責任を持って獣医師による不妊及び去勢手術を施したうえで、里親探しに努めることのできる団体の募集を行います。

### 1 募集の目的

当該事業に継続的に取り組むことができる団体を募集することで、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的としています。

### 2 募集の要件

市内で活動する団体（事務所の所在地又は代表者の住所が市内であること）で、市民を中心に組織されており、当該活動を継続的に取り組むことのできる団体であること。

ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 団体の運営において、市から補助金等を受けているもの
- (2) 営利、宗教又は政治活動を目的とする団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付目的に適合しないと認める団体

### 3 補助の対象及び上限

飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術を行った場合の手術費用を対象とし、予算の範囲内で当該手術費用の 2 分の 1 を補助する。

なお、1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

また、予算の範囲内で団体ごとに上限を定める。

### 4 申請から実施の流れ

10 月 11 日（水）から 10 月 20 日（金）までの間に環境課環境対策係まで補助金交付申請書の提出を行う。

※交付申請書に添付する書類

事業計画書兼管理責任者届、収支予算書（決算書）、団体調書（規約・名簿等）

↓

市は、申請内容が適当と認めた場合、5 月末日までに交付決定を通知する。

↓

実施対象は 11 月 1 日（水）から開始し、翌年 3 月 30 日（金）手術完了分まで。

↓

事業完了後は、すみやかに実績報告書を提出すること。

※事業を開始する際は必ず該当する町内会と事前に協議をしてください。

## 5 遵守事項

補助事業者は、次に掲げる事項を遵守すること

- (1) 不妊又は去勢手術後の猫については終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- (2) 不妊又は去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、給餌を行わないこと。
- (3) 猫に不妊又は去勢手術後済みであることが分かる識別措置を講ずること。

## 6 補助金の上限（第1次募集：上限20万円、26匹程度）

予算の範囲内で団体毎に決定します。

## 7 その他

詳細は田辺市市民環境部環境課環境対策係（0739-26-9927）までお問い合わせください。